

議案第106号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本義会の議決を求める。

平成18年9月8日

三朝町長 吉田秀光

平成18年9月20日 原案可決  
三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町奨学資金貸付基金条例（昭和40年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(基金の額) 第2条 基金の額は <u>1,000万円</u> とする。  2 <u>必要があるときは、予算の定めるところにより基金の額を増額することができる。</u> 3 <u>前項の規定により増額が行われたときは、基金の額は、増加相当額増加するものとする。</u>	(基金の額) 第2条 基金の総額は1,300万円とし、これに達するまで <u>毎年度積み立てるものとする。</u>

附 則

平成18年

この条例は、公布の日から施行する。

附則第一の四基金投資金費等費三  
附則第二の四基金投資金費等費三  
附則第三の四基金投資金費等費三

平成18年8月8日

市長 吉田 文彦

平成18年8月20日  
市長 吉田 文彦

平成18年

附則第一の四基金投資金費等費三

附則第二の四基金投資金費等費三

附則第三の四基金投資金費等費三

附則第四の四基金投資金費等費三

附則第五の四基金投資金費等費三

附 則 第 一	附 則 第 二
(附の基金)	(附の基金)
1. この基金は、1,000万円を限度とし、市長が指定する事業に充てることとする。	1. この基金は、1,000万円を限度とし、市長が指定する事業に充てることとする。
	2. この基金は、市長が指定する事業に充てることとする。
	3. この基金は、市長が指定する事業に充てることとする。
	4. この基金は、市長が指定する事業に充てることとする。
	5. この基金は、市長が指定する事業に充てることとする。